

商用車等の電動化促進事業の概要

- 商用車等の電動化の促進に向けて、車両及び充電設備を補助（**R6年度補正：400億円**）。
- 自動車分野のGXを更に促進するためには、**車両の性能の向上**だけではなく、**ユーザーの安心・安全、利便性の向上を実現**していくことが重要。
- こうした考え方を踏まえ、昨年度に引き続き、トラック・タクシー・バスについて、電費や航続距離の向上、ユーザーの利用の安全・安心に資する機能や車両構造、外部給電機能など、**車両の機能・構造等を総合的に評価**する。

自動車分野のGX実現に必要な価値

排出削減の観点/産業競争力強化

- ◆ GXリーグへの参画 等

①製品そのものの性能の向上

- ◆ 電費向上に資する機能 等

②ユーザーが安心・安全に乗り続けられる環境構築

- ◆ デジタル面や車両の機能・構造面での安心・利便性の確保・安全・整備体制・人材育成 等

③ライフサイクル全体での持続可能性の確保

- ◆ ライフサイクル全体でのCO2排出量の削減 等

④自動車の活用を通じた他分野への貢献

- ◆ 災害時に活用可能な外部給電機能の具備 等

※ トラック、タクシー、バスそれぞれで総合評価項目の内容が異なる。詳細は次ページを参照してください。

補助対象・補助率について

【車両】 下記の考え方をベースに、車種毎の評価に応じて補助額を決定

【トラック】 従来車両（ディーゼル車両等）との差額 に対し

対象車両	EV	PHEV	FCV
補助率	2/3	1/2	3/4

【タクシー】 車両本体価格に対し

対象車両	EV	PHEV	FCV
補助率(※)	1/4 (2/3)	1/5 (2/3)	1/3 (1/2)

※定員が9人以上の場合。この場合のEVとPHEVは従来車両との差額に対する補助率

【バス】 従来車両（ディーゼル車両等）との差額に対し
(FCVのみ車両本体価格に対し)

対象車両	EV	PHEV	FCV
補助率	2/3	2/3	1/2

今後のスケジュール（予定）

3月3日：メーカーによる車両登録受付開始

3月下旬以降：審査委員会による補助対象車両の審査、補助額の決定
公募開始

【充電設備】

- ※ 車両と一体的に導入する場合のみ補助
- ※ 機器・設備・工事費のそれぞれについて上限を定める（工事費は、工事項目毎に上限を定める）

対象設備	補助率
充電機器（工事費）	1/2 (1/1)
受電設備・工事費	1/1
V2H（工事費）	1/2 (1/1)
外部給電器	1/3

車両の事前登録において確認する項目について



自動車分野のGX実現 に必要となる価値	トラック	タクシー（事前登録車両の場合）	バス						
排出削減の観点/ 産業競争力強化	＜車両登録の要件＞ ✓ GXリーグへの参画 又は 以下の取組 GXリーグ：https://gx-league.go.jp/を参照 <table><tr><th colspan="2">地球温暖化対策推進法における温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に基づく令和3年度CO2排出量</th></tr><tr><th>20万トン以上の事業者（中小企業を除く）の場合</th><th>20万トン未満の事業者及び中小企業者の場合</th></tr><tr><td> ・ 国内でのScope1・2に関する削減目標を設定し、進捗状況を毎年報告・公表 ・ 目標達成できない場合：J-クレジット等の適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表 ・ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進 </td><td> ・ 温室効果ガスの排出削減のための取組の提出 </td></tr></table> ✓ コスト競争力の向上や海外市場の獲得等、企業の成長につながる今後の方針を策定 ✓ 継続的な賃上げ等、人材確保取組を促進			地球温暖化対策推進法における温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に基づく令和3年度CO2排出量		20万トン以上の事業者（中小企業を除く）の場合	20万トン未満の事業者及び中小企業者の場合	・ 国内でのScope1・2に関する削減目標を設定し、進捗状況を毎年報告・公表 ・ 目標達成できない場合：J-クレジット等の適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表 ・ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進	・ 温室効果ガスの排出削減のための取組の提出
	地球温暖化対策推進法における温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に基づく令和3年度CO2排出量								
	20万トン以上の事業者（中小企業を除く）の場合	20万トン未満の事業者及び中小企業者の場合							
	・ 国内でのScope1・2に関する削減目標を設定し、進捗状況を毎年報告・公表 ・ 目標達成できない場合：J-クレジット等の適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表 ・ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進	・ 温室効果ガスの排出削減のための取組の提出							
①製品そのものの性能 の向上	・ 電費向上に資する機能 ・ 国が定める方法による電費の計測・公表状況	・ 国が定める方法による電費の計測・公表状況	・ 先進的且つ普及初期段階にある電費向上に資する機能 ・ 国が定める方法による電費の計測・公表状況						
②ユーザーが安心・安全に 乗り続けられる環境構築	・ ユーザーが安心・安全に乗り続けられる環境構築に資するコネクテッド機能 ・ サイバーセキュリティに向けた取組の実施状況 ・ アフターサービス改善の取組状況	・ サイバーセキュリティに向けた取組の実施状況 ・ アフターサービス改善の取組状況	・ 先進的且つ普及初期段階にあり、ユーザーが安心・安全に乗り続けられる環境構築に資する車両構造もしくは機能 ・ サイバーセキュリティに向けた取組の実施状況 ・ アフターサービス改善の取組状況						
③ライフサイクル全体での 持続可能性の確保	・ 対象モデルのLCA評価結果（第3者認証付き）の公表※ ※予算が不足した際の抽選採択時における加点要素として評価								
④自動車の活用を通じた 他分野への貢献	・ V2H対応等の外部給電機能	・ V2H対応等の外部給電機能	・ V2H対応等の外部給電機能						
備考	GVW2.5t以上の事業用車両については利用負荷の相対的増に伴う補填がある。	補助対象車両はCEV補助対象車両と同様であり登録申請不要。ただし、タクシー専用車両の場合は本事業への登録が必要。	事業用（緑ナンバー）、自家用（白ナンバー）共に対象となり、補助額は同一となる。						

※赤字下線は令和5年度補正からの変更箇所